

第1回 箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会

- I. (仮称) 開発事業等緑化負担税について
- II. 現状と課題
- III. 今後の見通し
- IV. 今後の進め方について

平成26年6月18日

I. (仮称) 開発事業等緑化負担税について

1. (仮称) 開発事業等緑化負担税導入の理由

市の貴重な財産である良好な自然環境や住環境を将来にわたって維持していくことが大きな課題となっています。

これまでその財源として、市の一般財源に加えて、開発事業者からの公共施設等整備寄附金が大きな役割を担ってきました。

しかし、平成19年には、公共施設等整備寄附金は廃止となり、一般財源においては、近年社会保障費等の財政支出の増大傾向が続いており、新たな財源の確保が必要となっています。

この経過を踏まえて、これまで育んできた本市の良好な自然環境や住環境を生かして利益を得ている開発事業者等に対し、みどりの保全に必要な費用を新たな市税（法定外目的税）として負担してもらう仕組みについてご審議いただくものです。



2. (仮称) 開発事業者等緑化負担税の概要

税 目	開発事業等緑化負担税		
徴 収 方 法	申告納付		
課 税 客 体	経済活動につながる建設行為		
税 収 の 使 途	森林環境・都市環境(市街地のみどり・農地)の保全等		
課 税 標 準	住宅の戸数、店舗等の面積		
納 税 義 務 者	建設行為を行う事業者		
税 率	住宅、共同住宅(世帯向け)：10万円／戸 共同住宅(単身者住宅)：3万円／室 店舗・事務所等：床面積ごとに下表の額		
		1,000㎡未満	10万円
		1,000 ㎡以上 3,000㎡未満	20万円
		3,000 ㎡以上 5,000㎡未満	35万円
		5,000 ㎡以上 10,000㎡未満	70万円
		10,000 ㎡以上 15,000㎡未満	100万円
		15,000 ㎡以上	150万円
収 入 見 込 額	年間約30,000,000円		
非 課 税 事 項	経済活動を目的としない個人による自己居住用の住宅の建築等		
徴税費用見込額	不明		
課税を行う期間	10年間（期間終了後社会情勢等を踏まえ延長等について検討する）		

I. (仮称) 開発事業等緑化負担税について

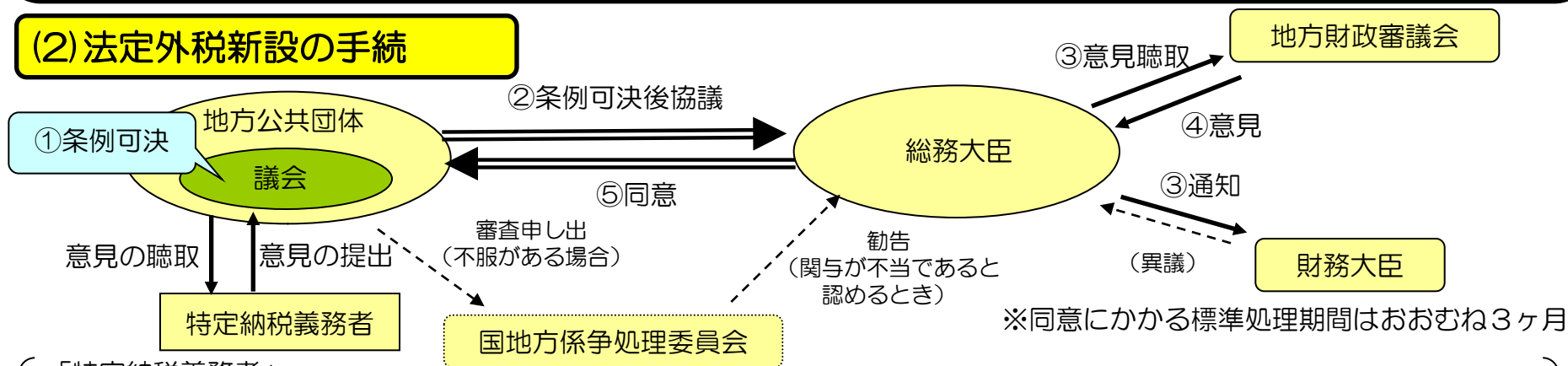
3. 法定外税とは

(1) 法定外税とは

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができます。これを「法定外税」といいます。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税（地方公共団体が一定の手続き・要件に従って、特定の費用に充てる目的で課す租税）が創設されました。

(2) 法定外税新設の手続



「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超える者と見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

※今回の開発事業等緑化負担税においては特定納税義務者は生じません

(3) 法定外税新設の要件

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。（地方税法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

Ⅱ. 現状と課題

1. これまでの取り組み

これまで箕面市では、昭和47年の箕面市総合計画策定以降、様々な計画での位置づけや、他市に比べて厳しい規制を設けることなどにより、箕面市内のみどりの維持・保全に努めてきました。

◆計画関係

- ◆(S43)箕面市総合計画策定
北部山麓の自然保護・景観保全を位置づけ
- ◆(S51)新箕面市総合計画策定
箕面山系の積極的保全を位置づけ
- ◆(S60)第三次箕面市総合計画策定
山間山麓部の景観・環境の積極的保全を位置づけ
- ◆(H3)市都市景観基本計画
山麓部の景観保全の重要性を位置づけ
- ◆(H8)市都市計画マスタープラン策定
山麓部の保全・市街地からの眺望確保を位置づけ
- ◆(H13)第四次箕面市総合計画策定
山間・山麓部の保全をリーディングプランに位置づけ
- ◆(H14)山麓保全アクションプラン策定
山林所有者・市民・行政の三者協働で山麓部の保全と活動に向けた推進計画として策定
三者の基本的な役割と、三者協働で山麓保全を進めるための仕組みづくりを定める

●規制関係

- (S52)市環境保全条例を制定
建築時に一定規模の緑地を確保する基準の運用開始



- (H9)市まちづくり推進条例制定
環境保全条例の建設行為の基準を引き継ぐ
- (H9)市都市景観条例制定
- (H10)山なみ景観保全地区に指定
箕面のシンボルでもある北摂山系の美しい山なみを保全するため山麓部を都市景観条例により指定地区内で建設行為などの現状変更行為を行うときには一定規模以上の緑地を保全するなどの義務が生じる

■施策関係

- (S47)公共施設等整備寄附金制度開始
開発事業者等より寄附を集める(公共施設一般の整備費用に充当)
- (H3)市自然緑地等保全基金を創設
山麓部山林所有者に保全報償金の交付開始
- (H9)公共施設等整備寄附金の積立先を自然緑地等保全基金に変更
- (H11)「箕面・山麓保全検討委員会」設立
- (H14)NPOみのお山麓保全委員会発足
山麓保全活動のコーディネート・推進業務等開始

◆(H16)市みどりの基本計画策定

都市緑地法に基づく、市のみどりに関する総合的な計画として策定

緑地の適正な保全及び緑化の推進目標とその実現のための施策を内容としている

「山」「公共空間」について市民の取り組みを支援する枠組みを整えることを明記



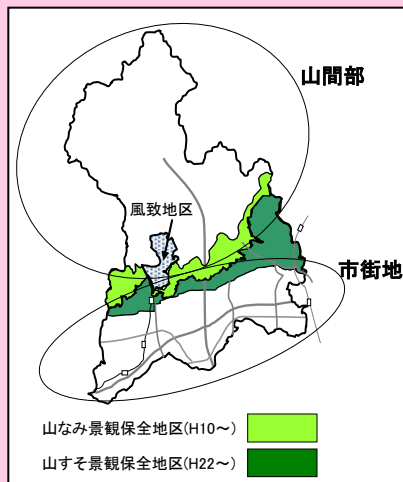
◆(H23)第五次箕面市総合計画策定

山なみ景観の保全を位置づけ

◆(H23)市みどりの基本計画[改定版]策定

まちなかのみどり支援を追加

「山」「公共空間」に加え「民有空間」の市民の取り組みにおける三位一体となった支援体制を構築



●(H22)山すそ景観保全地区の指定

箕面のシンボルでもある山なみ景観の保全のため、山なみの南側の市街地約500ヘクタールを「山すそ景観保全地区」に指定し、建物のデザイン規制などを行うべく市都市景観条例を改正

●(H25)止々呂美田園景観保全地区の指定

豊かな山なみ景観と里山田園景観を保全するため、止々呂美の集落地及び周囲の山なみを「止々呂美田園景観保全地区」とし、良好な景観の保全を図る

■(H16)公益信託「みのお山麓保全ファンド」創設

箕面市の緑豊かな山麓部を守り・育て・活かすため、これらに関する活動に対して助成することにより、山林所有者及び市民相互の協働による山麓保全活動を、継続的かつ安定的に推進する資金循環システムを構築することを目的に、箕面市が2億円を信託してスタート

■(H16)市アドプト活動推進要綱施行

■(H22)市みどり支援基金を創設

山麓部等のみどりを守り育て広げる市民活動の支援開始

■(H22)まちなかのみどり支援事業創設

■(H22)「公共施設等市民自主管理活動支援制度」創設

アドプトと報償金制度を一本化

■(H25)一般社団法人農業公社設立

農地の遊休化や耕作面積の減少を食い止め、箕面産野菜の生産・消費拡大を図る

Ⅱ. 現状と課題

2. 市民からの住環境の評価（市民アンケートなどより）

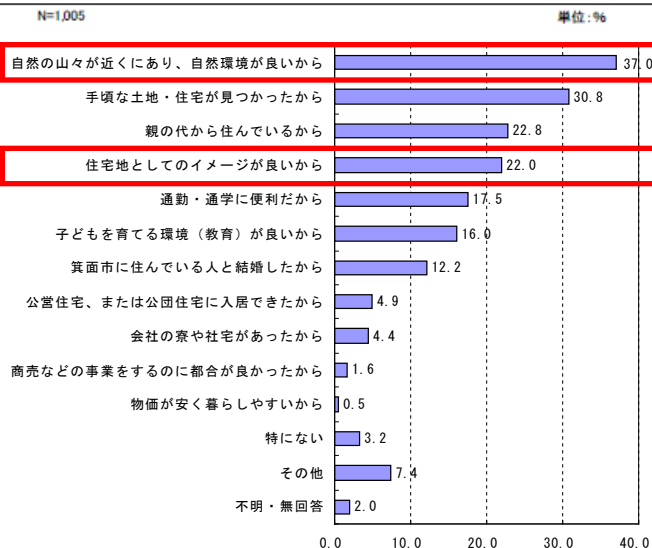
各種アンケート等の結果より、箕面市の住環境が市民から特に高い評価を受けていることが明らかとなっており、これまでも取組を行ってきた自然環境の満足度も高くなっています。

●市民意識調査（平成21年1月）

本市に住むようになった理由について、「自然の山々が近くにあり、自然環境が良いから」が最も高く37.0%、「住宅地としてのイメージが良いから」が22.0%となっており箕面市の住環境が市民から高く評価されていることがわかります。

問2 あなたが、箕面市に住むようになった主な理由は何ですか。

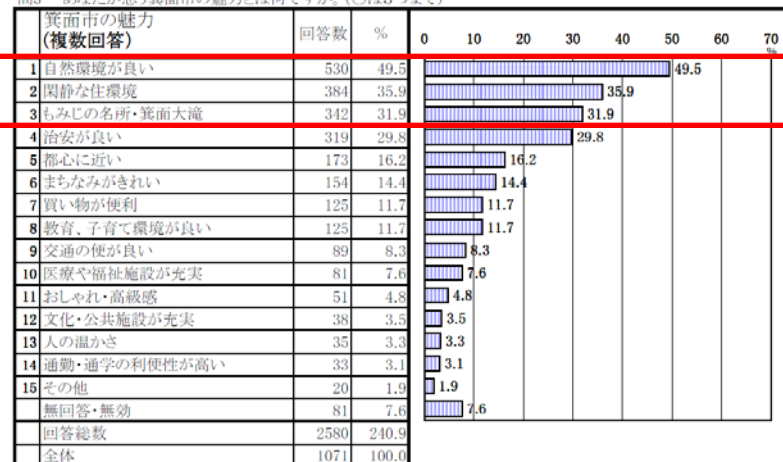
箕面市に住むようになった理由を見ると、「自然の山々が近くにあり、自然環境が良いから」が最も高く 37.0%、次いで「手頃な土地・住宅が見つかったから」が 30.8%となっています。



●箕面市市民満足度アンケート調査（平成25年度）

箕面市の魅力として、「自然環境が良い」を挙げる市民が49.5%と最も多く、次いで「閑静な住環境」「もみじの名所・箕面大滝」が続きます。

問3 あなたが思う箕面市の魅力とは何ですか。（○は3つまで）



●「住みよさランキング」

（東洋経済新報社発行）

本市が2年連続（2012・2013）で大阪府1位の評価を得ています。



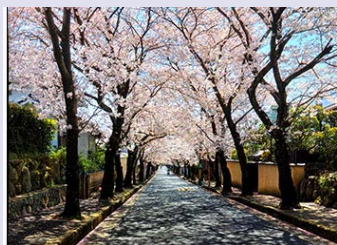
Ⅱ. 現状と課題

3. 現在実施されているみどり関係事業...18,857万円（平成25年度決算見込額）

(1)市の事業（経常的なもの）

●市街地のみどり17,538万円

- ・公園維持補修事業
- ・市民による公園管理事業
- ・公園花壇管理事業
- ・まちなかのみどり支援事業
- ・市民による道路管理事業
- ・街路樹維持管理事業



毎年250万円～830万円、
約520万円／年ずつ増加
(H22決算～H25決算見込ベース)

●森林整備 893万円

- ・山麓保全推進事業
- ・森林病虫害等防除事業
- ・明治の森箕面国定公園
施設維持受託事業
- ・緑地維持管理事業
- ・市民緑花推進事業



●農地保全 426万円

- ・ため池親水施設管理事業
- ・生産緑地地区見直し事業
- ・地域特産品育成事業
- ・農業祭開催事業
- ・農業体験事業
- ・農景観整備事業

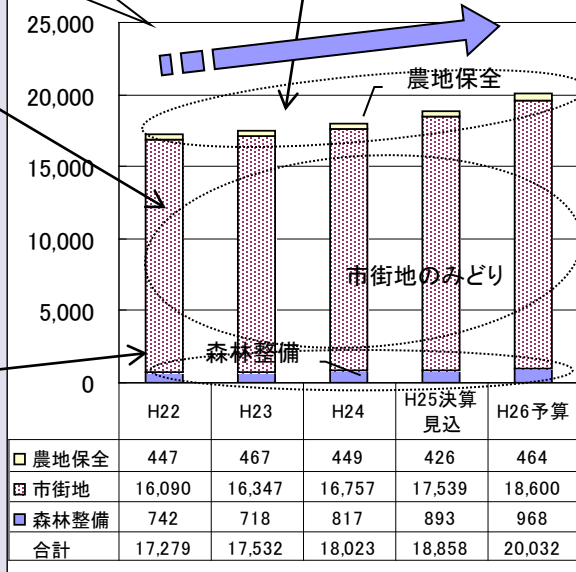


箕面市みどり支援基金の状況

箕面市みどり支援基金は、市街地のみどり支援を充実させるため、従来の箕面市自然緑地等保全基金の守備範囲の見直しを行い、平成22年4月から開始したもので、平成25年度末の残高は約7億8千万円です。

現在は、まちなかのみどり支援事業に活用していますが、臨時的な事業費（例えば、公園・緑地の整備に伴う土地購入費など）に充当するため財源として積み立てておく必要があります。

みどり関係事業 決算額の推移(万円)



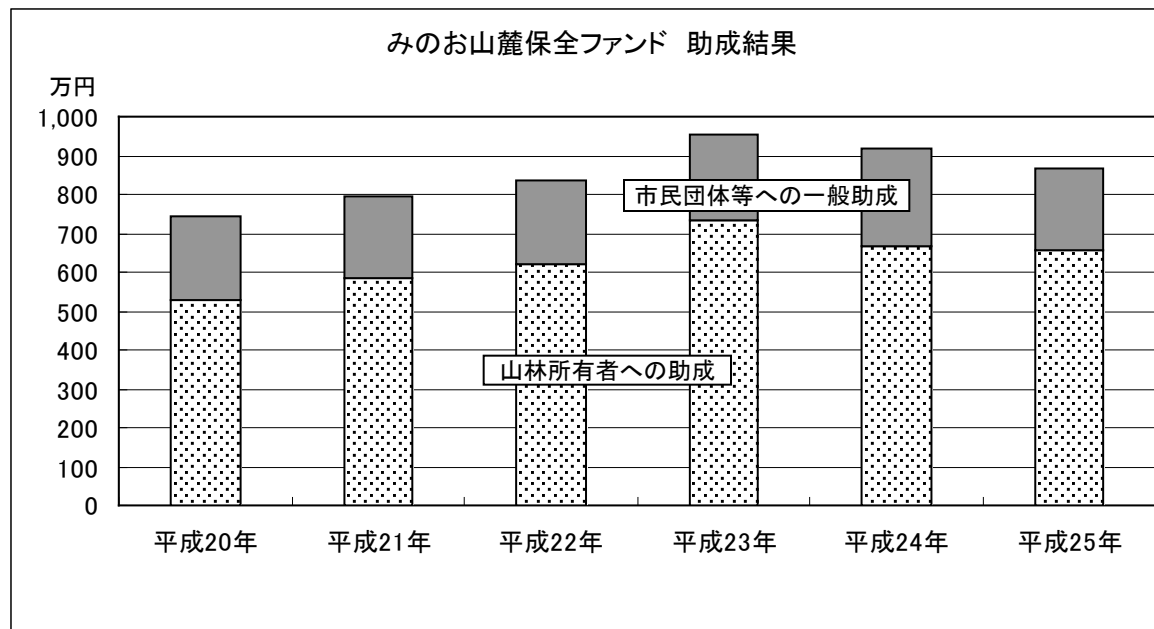
(2)みのお山麓保全ファンドからの助成

①山林所有者への助成（年平均71件）

箕面市環境保全条例により「自然緑地」として指定された山林において、その所有者が「里山の管理」を行う場合に、土地登記簿面積1平方メートルあたり25円を助成（上限25万円）。

②市民団体等への一般助成（年平均15件）

里山の管理、山の幸づくり、里山とのふれあい、山道の手入れ、里山の自然保護、山林の防災・保安・利用モラルの向上、里山文化の育成、山麓保全を支える人材育成、山麓の学習・調査・研究、山林の管理・活用、山麓保全に関わる団体などの交流、山麓保全のための資金確保 など（上限25万円）



Ⅱ. 現状と課題

4. 財源

【みのお山麓保全ファンドの運用の状況】

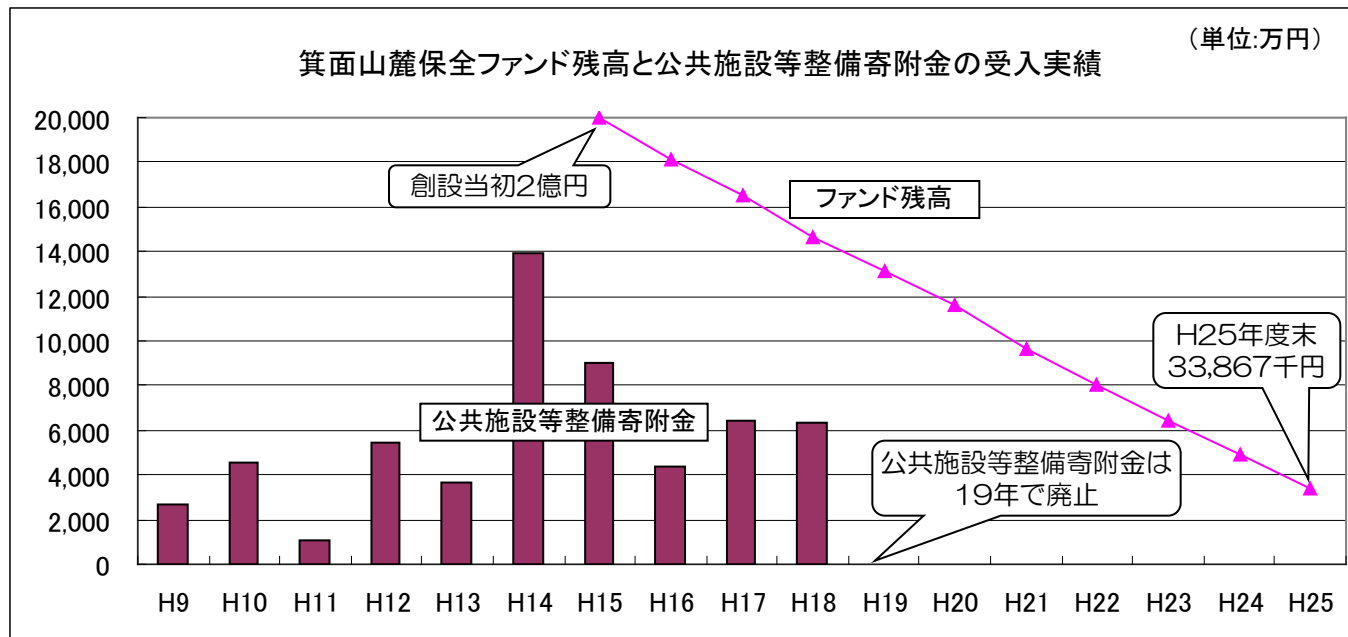
山麓保全委員会と市は、長期的・継続的に助成を続け山麓保全を進めるためには、市民・企業などのからの寄附が必要であると積極的に寄附を呼び掛けてきましたが、助成等による支出は毎年1,500～2,000万円程度であり、平成25年度末の残高は約3,400万円という状況です。

このままでは、平成27年度中にもファンドは枯渇し、山麓保全活動等への助成ができなくなる見込みであり、新たな財源の確保が急務となっています。

【公共施設等整備寄附金】 P11参照

昭和47年、公共施設一般の整備費用に充当することを目的として、公共施設等整備寄附金を設立しました。

平成9年からは、自然緑地等保全基金に積み立てていましたが、平成19年に制度廃止となりました。



Ⅲ. 今後の見通し

1. みどり関係事業費とファンド枯渇による不足額

【みどり関係事業費】

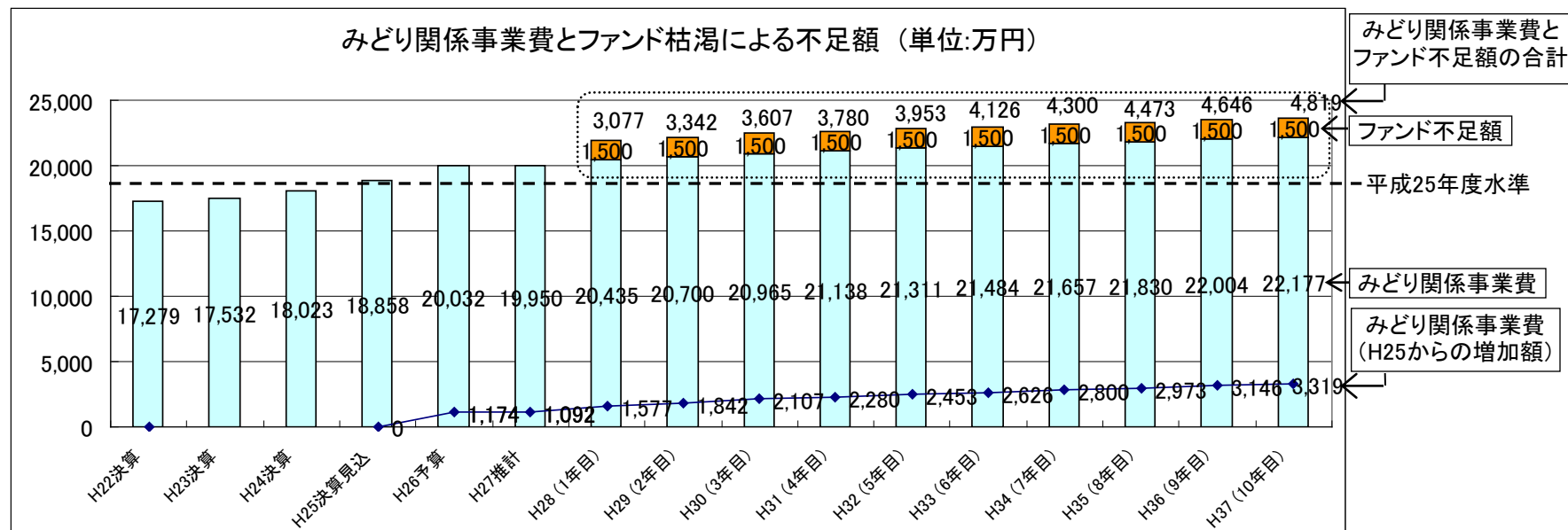
P6で示したとおり、みどり関係事業費は、市民のみどりに対する意識の高まりや、事業の対象の拡大もあり、年々増加傾向にあります。

特に、平成22年度に創設したまちなかのみどり支援事業は着実に市民に浸透しており、今後も増加が見込まれるとともに、ここ数年で新たに問題となってきたナラ枯れによる森林被害の拡大を防ぐための経費など、新たな問題への対応も必要となってきました。

その結果、平成28年度には、平成25年度決算見込み額と比較して、約1,500万円増加し、その後も継続的に増加していくことが見込まれています。

【ファンド枯渇による不足額】

P8で示したように、山麓保全ファンドの残高は毎年1,500万円程度減少しており、平成27年度中に枯渇が見込まれることから、これまでファンドにより行ってきた活動ができなくなります。



IV. 今後の進め方について

スケジュール（案）

● 第2回委員会（7月16日）

課税客体、税収の使途、納税義務者、非課税事項等の検討

● 第3回委員会（8月1日）

課税標準、税率、収入見込み額、課税を行う期間等の検討、
パブリックコメント（案）の作成

パブリックコメント（8月中旬～9月中旬）

● 第4回委員会（9月下旬）

答申案の検討

● 第5回委員会（10月）

答申案

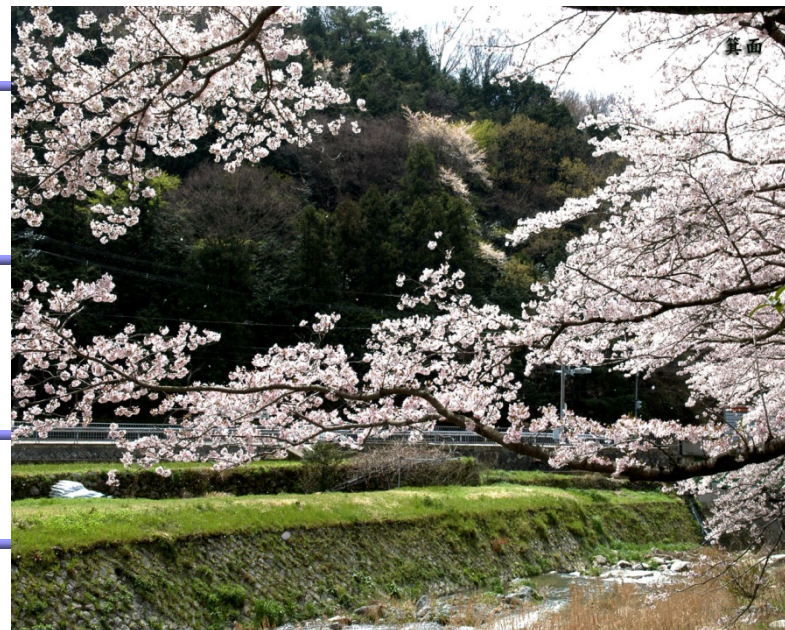
12月議会 条例案の提出予定

総務大臣との協議

同意

（周知期間）

● 条例施行、（仮称）開発事業等緑化負担税の徴収開始（平成28年中予定）



《参考》公共施設等整備寄附金

昭和47年度より公共施設一般の整備費用に充当することを目的に設立
開発事業者から、土地の区画形質の変更や建築物等の建築等に伴い寄附金を徴収

【経過】

昭和47年	寄附金徴収開始。公共施設一般の整備費用に充当
昭和50年	学校教育施設整備基金の積み立て開始
昭和53年	箕面市環境保全条例制定、寄附金条項の新設 箕面市公共施設等整備寄附金要綱制定
平成6年	行政手続法施行
平成7年	「宅地開発等指導要綱の見直しに関する指針」通知
平成9年	積立先を自然緑地等保全基金に変更
平成15年	自然緑地等保全基金から公益信託「みのお山麓保全ファンド」に2億円を信託
平成19年	寄附金への社会的理解が得にくくなり、使命が終結したため、制度廃止

【概要】

納 付 者	開発事業者				
対 象	土地の区画形質の変更 建築物等の建築 相当規模の修繕、模様替え、用途の変更				
適用除外	○事業者が次のいずれかに該当 1.国、地方公共団体、土地開発公社、住宅都市整備公団等 2.民法第34条に規定する公益法人 ○次のいずれかの建設行為に該当 1.自己居住用住宅 2.市内事業者が行う年間10戸(単身者住宅は30戸)以下の建設行為 3.従前と同戸数以下の建替え（事務所では同一延べ面積以下） 4.延べ面積500㎡未満の事務所 5.開発許可不要の事業 6.社会福祉事業 7.有料老人ホーム 8.その他市長が特に公共の福祉に寄与すると認める事業				
金 額	住 宅：15万円／戸 （単身者用5万円／室） 事務所等（事務所・店 舗・作業所・倉庫その 他）：右表のとおり ※事業者が市民の場合 は2分の1	500	㎡～	1,000㎡	15万円
		1,000	㎡～	3,000㎡	30万円
		3,000	㎡～	5,000㎡	50万円
		5,000	㎡～	10,000㎡	100万円
		10,000	㎡～	15,000㎡	150万円
		15,000	㎡～		200万円
根 拠	箕面市まちづくり推進条例 （寄附金） 第二十八条 市長は、建設行為に関連する公共施設その他公共の利 益となる施設の整備又は良好な環境の保全及び育成に必要な措置に 要する費用の一部に充てるため、当該建設行為を行おうとする者か ら別に定めるところにより寄附金を受け入れることができる。				
受入実績	H47～H9(26年間)：51.2億円 H9～H18(10年間)： 5.7億円 計 (35年間)：56.9億円				

11